

愛・ネットフォン 利用規約

株式会社ちゅピCOMふれあい

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、当社のVoIP基盤ネットワーク、協定事業者との相互接続で構成されるVoIP基盤ネットワークおよびエヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社(以下「NTTcom」といいます。)のVoIP基盤ネットワークを利用して提供するIP電話のサービス(以下「愛・ネットフォン」といいます。)に関する利用規約を定めます。愛・ネットフォン(以下「本サービス」といいます。)の提供はこの規約によるものとします。

2. 当社がホームページ、電子メール、手紙、その他の通信手段を用いて随時発信するサービスの利用条件等もこの規約の一部を構成するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(用語の定義)

第3条 この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. VoIP (Voice over IP)	インターネットプロトコル(IP)ネットワーク上で音声通話を実現する技術の総称をいいます。
2. IP電話	音声通話にVoIPの技術を用いた電話サービスをいいます。
3. PSTN (Public Switched Telephone Network)	アナログ電話回線を用いた、一般加入電話網(国内・国外)をいいます。
4. 端末接続装置 TA (IP電話アダプタ)	一般加入電話機を通じてIP電話を利用することを可能にする電話回線接続機器をいいます。
5. 愛・ネットフォン	ちゅピCOM NETが行うIP電話サービスの名称
6. 愛・ネットフォン取扱所	(1) 愛・ネットフォンに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により愛・ネットフォンに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社から愛・ネットフォンの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線。

10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)または同一の建物内であるもの
11. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
12. 協定事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
13. 技術基準	端末設備等規則(昭和60年総務省令第31号)で定める技術基準。
14. 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額。

(サービスの提供範囲)

第4条 当社は、愛・ネットフォンを「インターネット接続サービス」の提供区域において、「ちゅピCOMふれあいサービス」利用者に提供します。

2. 契約者は、当社がレンタルする端末接続装置(以下「機器」といいます。)と接続して正常に通話できない種類の電話機や一部機能が使えないことがあるかもしれないことを予め了承するものとします。

3. 愛・ネットフォンは、既存の電話サービスとは異なる為、サービスの提供段階において接続できない番号(別途提供する発信不可番号一覧)が一部あることを予め了承するものとします。

(通話の品質)

第5条 サービスにかかる通話品質については、利用形態等により変動する場合があります。

(一般固定電話を利用した通話への切り替わり)

第6条 当社がレンタルする機器のPSTNプラグに西日本電信電話株式会社等の一般固定電話回線を接続する場合、本サービスが提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替わる場合があること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを契約者は予め了承するものとします。

(1) 第15条の所定の機器が正しく接続されていない場合及び機器の電源が入っていない場合(停電などの場合も含まれます。)

(2) 何らかの理由で、一般固定電話を利用した通話を行った直後に、間を置かずに再びダイヤルした場合。

(3) その他、機器やネットワークのトラブルの場合

2 当社がレンタルする機器のPSTNプラグに西日本電信電話株式会社等の一般固定電話回線を接続する場合、契約者が発信の際に相手先の電話番号の前に「0000(0を4つ)」または「9」をダイヤルすることにより意図的に一般固定電話を利用した強制発信をした場合、本サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話からの通話に切り替わること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを契約者は予め了承するものとします。

第2章 契約

(契約の申込の条件)

第7条 契約の申込ができる条件として、契約申込の時点で「ちゅピCOMふれあいのサービス」(インターネット・ケーブルテレビ・一般放送・有線放送)を利用中及び同サービスを同時に申し込む者とします。

(サービスの種類等)

第8条 契約には、料金表に規定する種類等があります。

(契約の単位)

第9条 当社は、1端末通信機器ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

(最低利用期間)

第10条 愛・ネットフォンには、1年間の最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

(愛・ネットフォン番号)

第11条 当社は、1の契約ごとに1の愛・ネットフォン番号を定めます。

2 当社は、技術上または業務遂行上やむを得ない理由があるときは、愛・ネットフォン番号を変更することがあります。

3 前項の規定により、愛・ネットフォン番号を変更する場合には、予めそのことを契約者に通知します。

4 愛・ネットフォン番号の希望番号の受付は行いません。

(契約者回線の終端)

第12条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社がレンタルする機器のPSTNプラグに西日本電信電話株式会社等の一般固定電話回線を接続する場合で、同回線の加工が必要となる場合は、契約者の責任で業者に工事の要請をし、そこでの問題に当社は責任を負わない事を契約者は了承するものとします。

(契約申込みの方法)

第13条 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書の契約事務を行う愛・ネットフォン取扱所に提出していただきます。

- (1) 料金表に定める愛・ネットフォンの種類等
- (2) 契約者回線の終端とする場所
- (3) その愛・ネットフォンの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第14条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、愛・ネットフォンの取扱い上、余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 契約の申込みをした者が愛・ネットフォンの料金をその他の債務(この規約に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(機器のレンタル)

第15条 契約の申込をした者は、契約の申込と同時に機器について、別途当社が定める「IP電話接続装置の利用規定」により、機器を借り受けていただきます。レンタル料はサービス利用料と合せてお支払いいただくものとします。

(種類等の変更)

第16条 契約者は、料金表に規定する愛・ネットフォンの種類等の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第13条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者の移転)

第17条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者の移転を請求できます。

2 契約者の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第14条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

(愛・ネットフォンの利用の一時中断)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、愛・ネットフォンの利用の一時中断(その契約者を他に転用することなく一時的に利用出来ないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、第13条(契約申込みの方法)第3号に規定

する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第13条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第20条 契約者が契約に基づいて愛・ネットフォンを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解除)

第21条 契約者は、契約を解除しようとするときは、予めそのことを当社が別に定める愛・ネットフォン取扱所に当社所定の方法で通知していただきます。

2 前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する機器を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第22条 当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1) 第25条(利用停止)の規定により愛・ネットフォンの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で愛・ネットフォンの継続ができないとき。

2 第25条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項第1号の規定にかかわらず、愛・ネットフォンの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3 当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、予め契約者にそのことを通知します。

4 当社は、第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する機器を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者に係る復旧費用を負担していただきます。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第23条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第24条 当社は、次の場合にはサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第26条(利用の制限)の規定によりサービスの利用を中止するとき。
- 2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 3 前2項の規定により、サービスの利用を中止するときは、予めそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第25条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(その愛・ネットフォンの料金その他の債務(この規約により支払を要することとなったものに限ります。以下その条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その愛・ネットフォンの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないうち(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)
 - (2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
 - (3) 第43条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) インターネット接続サービス約款に反する行為をしたとき、あるいは、一時停止となったとき。
 - (5) 契約者が故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳する恐れがあると当社が認めたとき。
 - (6) 前各号のほか、この規約に違反する行為、愛・ネットフォンに関する当社の義務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により、愛・ネットフォンの利用停止をするときは、予めその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第6章 利用の制限

(利用の制限)

第26条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、愛・ネットフォンの利用を制限することがあります。

- 2 通信が著しく輻輳したときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 愛・ネットフォンの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

(接続通信時間の測定等)

第27条 接続通信時間の測定等については、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。

第7章 料金等

第1節 料金

(料金の適用)

第28条 当社が提供する愛・ネットフォンの料金は、初期登録料、基本料金、通話料金、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節 料金支払の義務

(基本料金の支払の義務)

第29条 契約者は、その契約に基づいて当社が愛・ネットフォンの提供を開始した日(付加機能及び端末接続装置の提供については、その提供を開始した日)の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日(付加機能及び端末接続装置の廃止については、その廃止があった日)の属する月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月である場合は1ヶ月間とします。)については、当社が提供する愛・ネットフォンの態様に応じて料金表に規定する基本料金又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により愛・ネットフォンの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたとき、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、愛・ネットフォンを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区別	支払を要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その愛・ネットフォンを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその愛・ネットフォンについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)

2 移転に伴って、その愛・ネットフォンを利用できなくなった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその愛・ネットフォンについての利用料等
---------------------------------------	--

3 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(通話料金の支払い義務)

第30条 契約者は、NTTcom社が測定した、接続通信時間と料金表の規定とに基づいて算出した通信料金の支払いを要します。

2 当社がレンタルする機器のPSTNプラグに西日本電信電話株式会社等の一般固定電話回線を接続する場合、本サービスが提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替り、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料の請求がおこなわれますが当通話料金に関して当社は一切責めを負わないものとします。

(初期登録料の支払義務)

第31条 契約者は、第13条(契約申込みの方法)の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する初期登録料の支払を要します。

(手続に関する料金等の支払義務)

第32条 契約者は、規約に規定する手続の請求を当社が行いこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事に関する費用の支払義務)

第33条 契約者は、規約に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第34条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第35条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第8章 保守

(当社の維持責任)

第36条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年総務省令第30号)に適合するように維持します。

(契約者の維持責任)

第37条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するように維持していただきます。

(設備の修理又は復旧)

第38条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

(契約者の切り分け責任)

第39条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社との保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定める愛・ネットフォン取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第40条 当社は、通話品質を含む一切の本サービスの内容について、その完全性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。

2 当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害の賠償は行いません。

(免責)

第41条 当社は契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、何らの責任も負いません。

2 当社は、愛・ネットフォンに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが、当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害の賠償を行いません。

3 当社は、この規約等の変更により自営端末設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第42条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第43条 契約者は、次のことを守っていただきます。

1 弊社がレンタルで設置する装置は、第27条(接続通信時間の測定等)にて契約者認証に使用するため、他人に無断で使用されないように責任を持って管理するものとします。

2 本サービスを利用して行われた通話は、全て契約者によって行われたとみなします。この場合、第三者による不正使用等が行われた場合であっても、当社は、責めを負わないものとします。

3 契約者は当社がレンタルする機器を「レンタル規約」に従い誠意を持って管理するものとします。

4 契約者は、本サービスの利用に際して、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為

(2) 故意に多数の不完全呼(相手先の応答前に発信を止めることをいいます。)を発生させる等、通信の輻輳を生じさせる恐れのある行為

(3) その他、本サービスの品質を低下させるような行為もしくは信頼を損なうような行為

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第44条 当社は、当社が別に定める愛・ネットフォン取扱所において、愛・ネットフォンに係る基本的な技術的事項及び契約者が愛・ネットフォンを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(営業区域)

第45条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第46条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附則

(実施期日)

この規約は、平成16年4月1日より実施します。

(実施期日)

この改定規約は、平成29年1月1日より実施します。